

人材開発支援助成金について

厚生労働省 徳島労働局

人材開発支援助成金（令和４年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
① 特定訓練コース		
労働生産性の向上に資する訓練、若年者に対する訓練、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練等、効果が高い10時間以上の訓練について助成	・ 事業主 ・ 事業主団体等	雇用保険被保険者 (有期契約労働者等を除く)
② 一般訓練コース		
特定訓練コース以外の20時間以上の訓練について助成	・ 事業主 ・ 事業主団体等	雇用保険被保険者 (有期契約労働者等を除く)
③ 教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 ※令和４年度から令和６年度までは、本コースで「長期教育訓練休暇制度」及び「教育訓練短時間勤務制度」は適用せず、⑤の人への投資促進コースとして実施。	事業主	雇用保険被保険者
④ 特別育成訓練コース		
有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または処遇を改善するための訓練を実施した場合に助成	事業主	雇用保険被保険者 (有期契約労働者等)
⑤ 人への投資促進コース（令和４年４月創設）		
高度デジタル人材等を育成する訓練、定額制訓練（サブスク型）、労働者が自発的に行う訓練、長期教育訓練休暇等制度の導入等を実施した場合に助成	事業主	雇用保険被保険者
⑥ 事業展開等リスキリング支援コース（令和４年12月創設）		
事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	事業主	雇用保険被保険者

新制度

人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」の創設

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を強化するため、民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行うこととされた。
- R3.12/27～R4.1/26の間、厚生労働省ホームページなどにおいて、「人への投資」について[国民の方からのアイデア](#)を募集。
- 「[企業の従業員教育、学び直しへの支援](#)」や「[デジタル分野など円滑な労働移動を促すための支援](#)」などを内容とする提案が寄せられた。
- 「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご提案をもとに、[令和4年度から令和6年度までの間](#)、人材開発支援助成金※に新たな助成コース「[人への投資促進コース](#)」を設ける。

※ 事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度

訓練コース名	対象者・対象訓練
人への投資促進コース【新規】	国民からのご提案を踏まえて5つの助成を新設
特定訓練コース	正規雇用労働者を対象とした生産性向上に資する訓練などへの経費助成等
一般訓練コース	正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
特別育成訓練コース	非正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度などを導入した事業主への制度導入助成等

※ **令和4年度から、すべての訓練コースにおいて、オンライン研修（eラーニング）による訓練を対象化**

1. デジタル人材・高度人材の育成

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材※の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成

※ ITSS（ITスキル標準）レベル4若しくは3となる訓練又は大学への入学（情報工学・情報科学）

情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練※を実施する事業主に対する助成

※ OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練

2. 労働者の自発的な能力開発の促進

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための**長期休暇制度**や**短時間勤務等制度**（所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除）を導入する事業主への助成の拡充（長期休暇制度の**賃金助成の人数制限の撤廃等**）

自発的職業能力開発訓練

労働者が**自発的に受講**した職業訓練費用を負担する事業主に対する助成

3. 柔軟な訓練形態の助成対象化

定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「**定額制訓練**」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用する事業主に対する助成

助成率（額）

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
			生産性要件を 満たす場合※5		生産性要件を 満たす場合※5		生産性要件を 満たす場合※5
① 特定訓練コース	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	－	－
	OJT	－	－	－	－	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
② 一般訓練コース	OFF-JT	380円	480円	30%	45%	－	－
③ 教育訓練休暇等付与コース		－	－	30万円	36万円	－	－
④ 特別育成訓練コース	OFF-JT	760円 (475円)	960円 (600円)	70%※1 60%※2	100%※1 75%※2	－	－
	OJT	－	－	－	－	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
⑤ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	－	75% (60%)	－	－
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円※3	－	75%	－	－
	情報技術分野認定実習併用 職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	－
		OJT	－	－	－	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	－	－	60% (45%)	75% (60%)	－
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	－	－	45%	60%	－
	長期教育訓練休暇制度		6,000円※4	7,200円※4	20万円	24万円	－
	教育訓練短時間勤務等制度		－	－	20万円	24万円	－
⑥ 事業展開等リスキリング支援 コース	OFF-JT	960円 (480円)	－	75% (60%)	－	－	－

※1 正社員化した場合の助成率。 ※2 非正規雇用を維持した場合の助成率。 ※3 国内の大学院を利用した場合に助成。

※4 有給休暇の場合のみ助成。1人1日当たりの助成額。

※5 生産性要件とは、労働関係助成金を受給した企業が生産性を向上させた場合、その助成額又は助成率の割増分を追加支給する制度のこと。

人への投資促進コース活用例

人への投資促進コース：高度デジタル人材訓練

会社概要

中小企業（情報通信業）

従業員数：20名

事業内容：インターネット関連事業
（web・システム開発・
ネットワーク構築）

助成金を活用するに至った背景事情

今までは、スキルの習得はそれぞれ自己学習が基本であったが、企業の組織力強化のため、計画的に高度なデジタル分野の資格取得を目指すことになった。

人材育成上の課題

組織力強化のため、高度なデジタル分野の資格を持った核となる人材を育てることが課題。計画的な業務命令ではなく個人任せにしていたため、今までは受験に繋がっていなかった。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：プロジェクトマネージャ試験対策講座
- 訓練目標：プロジェクトマネージャの資格取得を目指す
- 訓練時間：一人あたり30時間
- 受講料等：一人あたり200,000円
- ITSSレベル4に相当する資格試験の受験料：一人あたり80,000円

助成金のコース

人への投資促進コース(高度デジタル人材訓練)

高度デジタル人材※の育成のための訓練を実施した場合に助成が受けられる訓練メニューです。

※ITSS（ITスキル標準）レベル3・4の資格取得のための訓練、第四次産業革命スキル習得講座または大学（情報工学・情報科学）

助成率・額

<OFF-JT> ※（ ）内は中小企業以外の額
経費助成 75%(60%) 賃金助成 960円(480円)/h

助成金の額（一人あたり）

助成金の対象となる経費、賃金、実施助成

- 1 （資格試験の受験料を含む）：280,000円
- 2 訓練時間に対する賃金助成（中小企業：960円/h）

支給額

<OFF-JT>

- 1 経費助成：210,000円
（受講料等（受験料を含む）×75%）
- 2 賃金助成：28,800円（30h×960円）

支給総額 238,800円

訓練の効果

- 資格を取得してさらに専門的な知識を身につけることで、プロジェクトの管理等を行うことが可能となり、管理職へ登用することができた。
- 高度な資格を保持している従業員がいることが会社の強み（アピールポイント）にもなっている。

今後の展開

経験の浅い従業員にも、いずれは高度な資格試験の受験に挑戦してもらえるように、計画的に人材育成に取り組んでいきたい。

人への投資促進コース：定額制訓練

会社概要

中小企業（製造業）

従業員数：130名

事業内容：自動車部品製造

助成金を活用するに至った背景事情

今までは、個々の従業員にあった訓練をそれぞれ実施していたが、訓練費用の削減のためにサブスクリプション型の訓練を実施することにした。

人材育成上の課題

個々の従業員にあった訓練を探す手間や、複数契約するため訓練費用が高額であり、訓練の機会を減らさざるを得ない状態となり、結果的に企業内の生産性が低下していた。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：営業職研修受け放題講座
- 訓練目標：新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業力向上のためのeラーニング訓練
- 受講料等：420,000円（1～50名まで1か月3.5万円×12月の料金）

助成金のコース

人への投資促進コース(定額制訓練)

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額 ※（ ）内は中小企業以外の額
<OFF-JT>
経費助成 60%(45%)

助成金の額（一人あたり）

助成金の対象となる経費

営業職研修受け放題講座：420,000円

支給額

<OFF-JT>

経費助成：252,000円

（受講料等×60%）

支給総額 252,000円

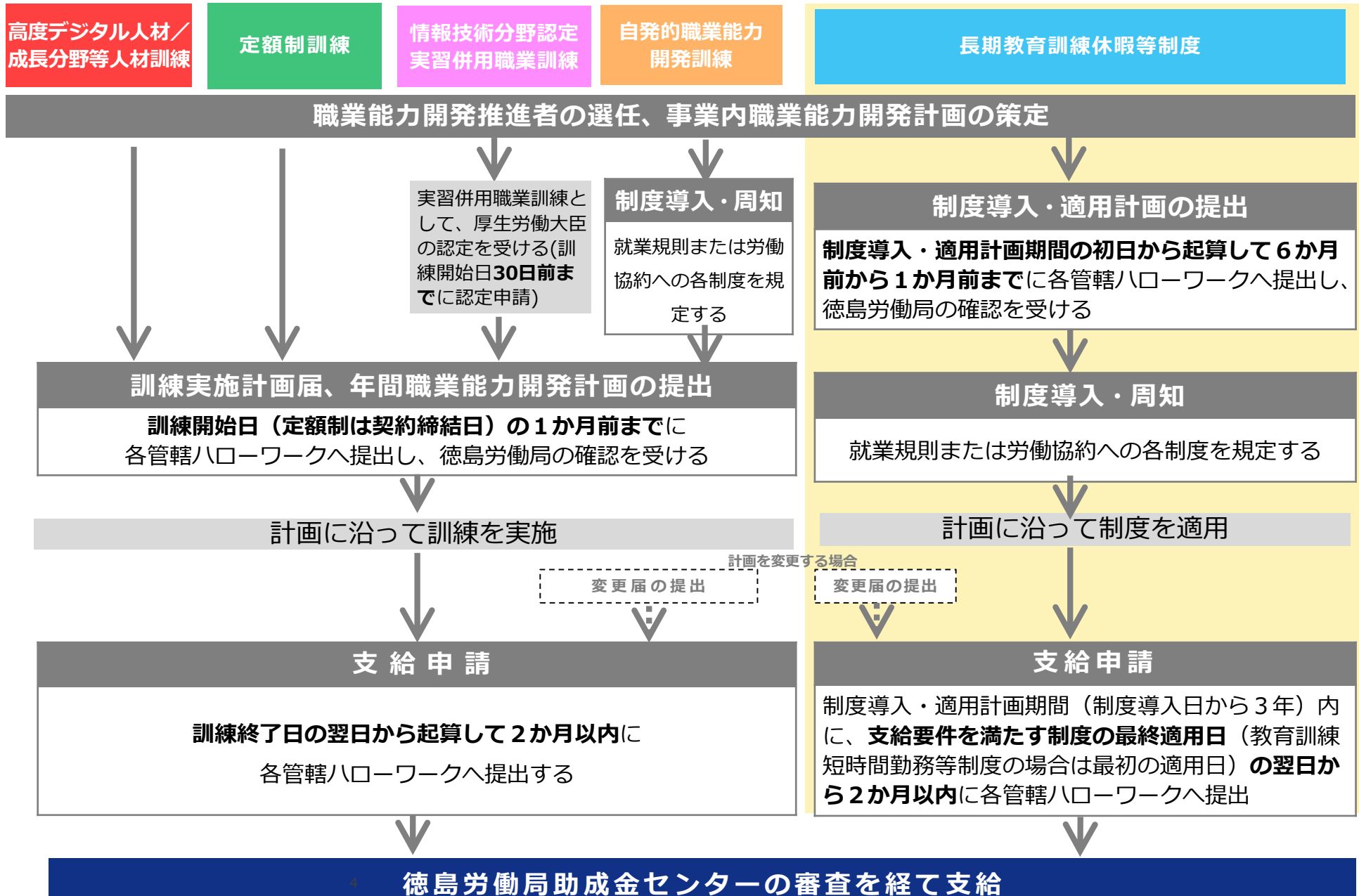
訓練の効果

- ・ 1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、個々の従業員にあった訓練を探す手間も省ける上に、複数の訓練を契約するよりも、安価な費用で抑えられた。
- ・ 結果的に企業全体の生産性向上に繋がった。

今後の展開

訓練費用を安価な費用で抑えられたため、営業職以外の従業員向けの定額制訓練を実施することを検討し、計画的に人材育成に取り組んでいきたい。

助成金支給までの流れ



事業展開等リスクリング支援コースの創設

人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

▶「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
- ・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
 - ・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
 - ・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

▶「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
- ・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
 - ・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

▶「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出全体としてゼロにすること。

- 例：・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
- ・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

事業展開等リスキリング支援コースの対象訓練・助成率等

支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第2号）を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、
取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のもの** または **6か月以内に実施したもの** である必要があります。

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額 (1人1時間)		1事業所1年度あ たりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、**ご不明な点がございましたら、徳島労働局助成金センター（TEL 088-622-8609）へお問い合わせください。**

サブスクリプション型生産性向上支援訓練のご案内

企業が従業員に対して実施する研修・教育訓練については、従業員のすき間時間に訓練を受講させたい、オンラインで効率的に訓練を実施したい、といったニーズが寄せられています。

生産性向上人材育成支援センターでは、eラーニング形式により複数の訓練を定額で受講できる「サブスクリプション型生産性向上支援訓練」を令和5年度から実施します。

◇サブスクリプション型生産性向上支援訓練 3つのポイント◇

1 受講する時間・場所を柔軟に選択可能！

動画視聴によるeラーニング形式のため、受講する時間や場所を柔軟に選択できます。



2 さらに受講しやすい料金設定！

通常の生産性訓練よりも安価な受講料（1人あたり税込920円）で受講できます。



3 複数コースをくり返し受講可能！

2か月間定額で、最大3コースをくり返し受講することができます。



◇訓練受講までの流れ◇

受講申込・受講料支払い

受講申込後、所定の期日までに受講料を支払います。

受講用IDの送付

訓練開始日の5日前までに、実施機関から受講用IDが送付されます。

訓練受講

訓練開始日から2か月間、以下の3コースをいつでも受講できます。

●受講可能なコース※

業務効率向上のための時間管理

タイムマネジメント手法やタスク管理の方法など、業務の効率化・スピード化のための知識を習得します。

成果を上げる業務改善

業務上の問題点の可視化や、改善に向けた具体的な進め方など、業務改善の視点と方法を習得します。

職場のリーダーに求められる統率力の向上

組織の管理機能や職位に応じた統率力など、職場のチームワークをけん引できる能力を習得します。

●実施形式

動画視聴による
eラーニング形式

●訓練時間

12時間以上
(各コース4時間以上)

●訓練期間

センターが指定する2か月間

●受講料《定額制》

920円(税込)

●実施機関

株式会社インソース

※生産性向上支援訓練のコース以外にも、生産性向上に資する研修動画が視聴可能です。

サブスクリプション型生産性向上支援訓練は、支給要件を満たした場合、**人材開発支援助成金「人への投資促進コース」(定額制訓練)**の助成対象となります。

詳しくは、厚生労働省のHPまたは最寄りの労働局にお問い合わせください。

助成金のご活用を希望される場合は、受講申込書(裏面)の該当欄に✓を記入してください。

※人材開発支援助成金は、訓練開始の1ヶ月前までの申請が必要です。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

～生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)は、事業主の皆様の生産性向上に向けた人材育成を支援しています～



生産性センターHP

人材開発支援助成金(人への投資促進コース(長期教育訓練休暇等付与制度を除く))計画届(R4.4～R5.2受理分) 訓練機関名(定額制訓練のみ)

	利用されている訓練機関名	訓練機関の所在地	訓練機関の 電話番号	訓練機関のHPアドレス
1	株式会社富士通ラーニングメディア	東京都大田区新蒲田1-17-25	03-6710-1500	https://www.fujitsu.com/jp/group/flm/
2	株式会社ホスピタリティ & グローイング・ジャパン	東京都新宿区西新宿 1 丁目24-1 エステック情報ビル18F	03-6279-4851	https://hg-japan.com
3	株式会社ラーニング エージェンシー	東京都千代田区有楽町2-7-1 有楽町ITOCIAオフィスタワー18F (東京本社、大阪支社、名古屋支社)	03-5222-5111	https://www.learningagency.co.jp
4	株式会社FCEトレーニング・カンパニー	東京都新宿区西新宿2丁目4-1 新宿NSビル10F	03-5908-1410	https://www.training-c.co.jp
5	エッグフォワード株式会社	東京都港区北青山3丁目3-11 7F	03-6452-8968	https://eggforward.co.jp
6	合同会社sasae	東京都稲城市百村7-11	042-315-5517	https://www.sasae-kaigo.com
7	Co-Growth株式会社	東京都千代田区神田佐久間河岸91 2F	03-5829-8513	https://co-growth.jp
8	株式会社学研メディカルサポート	東京都品川区西五反田2-11-8 (東京本社、大阪営業所)	03-6431-1228	https://gakken-meds.jp
9	株式会社SEプラス	東京都千代田区二番町11-19 興和二番町ビル2F	03-6685-5420	https://www.seplus.jp
10	KDDIまとめてオフィス株式会社	東京都渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル	03-5539-6000	https://www.kddimatomete.com
11	株式会社manebi	東京都豊島区東池袋1-18-1 Hareza Tower 20F WeWork	050-1745-1811	https://www.playse.jp
12	株式会社日本能率協会マネジメントセンター	東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワース (本社7F、札幌7Fなど)	03-6362-4800	https://www.jmam.co.jp

人材開発支援助成金(人への投資促進コース(長期教育訓練休暇等付与制度を除く))計画届(R4.4～R5.2受理分) 訓練機関名(定額制訓練のみ)

	利用されている訓練機関名	訓練機関の所在地	訓練機関の 電話番号	訓練機関のHPアドレス
13	株式会社メドレー	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ 森タワー 13F	03-6372-1265	https://www.medley.jp
14	株式会社SEプラス	東京都千代田区二番町11-19 興和二番町ビル 2F	03-6685-5420	https://www.seplus.jp
15	株式会社ビズアップ総研	東京都港区東新橋1丁目5-2 汐留シティセンター10F	03-3569-0968	https://www.bmc-net.jp
16	株式会社Schoo	東京都渋谷区鶯谷町2-7 エキセルビル4F	03-6455-1680	https://note.com/schoo/
17	株式会社ベネッセコーポレーション	岡山市北区南方3-7-17 (東京本部、北海道支社など)	086-225-1100	https://www.benesse.co.jp
18	お茶の水ケアサービス学院株式会社	東京都千代田区岩本町1丁目10-3 紀繁ビル1F	03-3863-4000	https://www.o-caresevice.com
19	SMBCコンサルティング	東京都中央区八重洲1-3-4 三井住友銀行呉服橋ビル	03-5255-5551	https://www.smbc-consulting.co.jp
20	K I Y O ラーニング株式会社	東京都千代田区永田町2丁目10-1 永田町山王森ビル4F	03-6434-5886	https://www.kiyo-learning.com
21	エルゼビア・ジャパン株式会社	東京都港区東麻布1丁目9-15 東麻布1丁目ビル	03-5561-5033	https://www.elsevier.com/ja-jp
22	株式会社建設システム	静岡県富士市石坂312-1	0570-200-787	https://www.kentem.jp
23	大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー	大阪市中央区平野町4丁目1番2号	0120-544-209	https://network.osakagas.co.jp/business/related/index.html
24	ドクターメイト株式会社	東京都中央区東日本橋3丁目7番	03-6822-5055	https://www.doctormate.co.jp

人材開発支援助成金(人への投資促進コース(長期教育訓練休暇等付与制度を除く))計画届(R4.4～R5.2受理分) 訓練機関名(定額制訓練のみ)

	利用されている訓練機関名	訓練機関の所在地	訓練機関の 電話番号	訓練機関のHPアドレス
25	レイテクソリューションズ株式会社	東京都中央区京橋3-1-1 東京スカイツリー7F	03-3275-6609	https://race-tech.co.jp
26	サイバーコマンド株式会社	大阪市東淀川区東中島1-17-26-4F	06-6476-9560	https://cybercom.co.jp
27	株式会社グロービス	東京都千代田区二番町15-1 住友不動山麴町ビル	ホームページのアクセス・お問い合わせページ	https://globis.co.jp
28	株式会社日経B P マーケティング	東京都港区虎ノ門4-3-12	03-6811-8098	https://www.nikkeibpm.co.jp
29	TRUNK株式会社	東京都渋谷区神南1-9-4 NCLビル3F B号	ホームページのお問い合わせページ	https://trunk.school
30	株式会社タナベコンサルティング	東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング9F	03-6758-0073	https://www.tanabekeiei.co.jp/hr/service/fcc/
31	株式会社ネットラーニング	東京都新宿区西新宿7-2-4 新宿喜楓ビル3F	03-5338-7411	https://www.netlearning.co.jp/
32	株式会社インソース	東京都荒川区西日暮里4-19-12 インソース道灌山ビル	03-5834-2773 (総務グループ・メディアグループ)	https://www.insource.co.jp/
33	h i k a r i k a t a !	茨城県つくば市	ホームページのお問い合わせページ	https://hikarikata.com/
34	株式会社広報しえん	新潟県新潟市中央区南笹口1-2-16 新潟CDビル2F	025-242-3555	https://www.4en.co.jp/
35	株式会社日本教育クリエイト	新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト7F	03-5909-1509	https://www.nk-create.co.jp/
36	樋口デジタルソリューションズ株式会社	岐阜県各務原市金属団地44番地	058-383-1141	https://higuchi-tt.jp/

人材開発支援助成金(人への投資促進コース(長期教育訓練休暇等付与制度を除く))計画届(R4.4～R5.2受理分) 訓練機関名(定額制訓練のみ)

	利用されている訓練機関名	訓練機関の所在地	訓練機関の 電話番号	訓練機関のHPアドレス
37	スキルアップAI株式会社	東京都千代田区神田三崎町3丁目3番20 VORT水道橋II 5F	03-4405-3379	https://www.skillupai.com/
38	BIPROGY株式会社(旧 日本ユニシス株式会社)	東京都江東区豊洲1-1-1	03-5546-4111	https://www.biprogy.com/
39	株式会社ビジネスコンサルタント	東京都千代田区神田相生町一番地 秋葉原 センタープレイスビル 8F	03-6260-7571	https://www.bcon.jp/
40	特定非営利活動法人 NPO人材開発機構	東京都新宿区神楽坂2-4 結城ビル4階	03-5206-7831	https://www.npo-jinzai.or.jp/
41	ストロングポイント株式会社	東京都中央区日本橋3丁目2番14号新槇町ビ ル別館第一 2階	0120-946-708	https://strongpoint.co.jp
42	株式会社ツクイスタッフ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	045-287-1185	https://corp.tsukui-staff.net/
43	株式会社プロシーズ	東京都港区三田3丁目1番17号 アクシオール 三田7階	03-6400-0507	https://www.pro-seeds.com/

(参考) 主な様式例

◆ 計画届 (様式第1号)

人材開発支援助成金 (事業展開等リスティング支援コース) 訓練実施計画届・年間職業能力開発計画

提出日 2022 年 12 月 15 日

東京 労働局長 殿

事業主 所在地 〒 100-8916 東京都千代田区霞が関1-0-0

名称 株式会社 厚生労働
氏名 労働 太郎

代理人 所在地 〒 100-8916 東京都千代田区霞が関1-0-0

名称 △△社会保険労務士事務所
氏名 社会保険労務士 厚生 次郎
電話番号 03-5253-△△△△

社会保険労務士が手続きを代行又は代理する場合は、該当する方に丸を付してください。

社会保険労務士
提出代行
事務代理者

訓練の実施につき、次のとおり届けます。

1	事業所の名称	株式会社 厚生労働											
2	事業所の所在地	(〒100-8916) 東京都千代田区霞が関1-0-0 電話番号 03-5253-0000											
3	雇用保険適用事業所番号	1301 - ×××××× - ×											
4	労働保険番号	13××× - ×××××× - ××× 1年間(365日)の期間を記入してください。 234567890123											
6	産業分類	E	7 企業規模	(1) 企業の資本の額又は出資の総額 2,000 (2) 企業全体の常時雇用する労働者数 50 (3) 企業規模 ☐ 大企業 ☒ 中小企業		8 主たる事業 小売業(飲食店を含む)・サービス業・卸売業 その他 製造業							
9	年間職業能力開発計画期間	2022 年 12 月 15 日から 2023 年 12 月 14 日 「その他」の場合は()内に具体的な業種を記載してください。											
11	事業内職業能力開発計画の策定の確認欄 (策定が要件となっているため、チェックが無い場合は受給できません。)	事業内職業能力開発計画を策定し、従業員に周知しました。 ☒ 事業内職業能力開発計画について、労働局長の求めがあった場合は提出します。 ☒											
12	事業内職業能力開発計画・年間職業能力開発計画等の周知確認欄	事業内職業能力開発計画・年間職業能力開発計画が従業員に周知されていることを労働者を代表して証明します。 労働者代表 氏名 労働 一郎											
13	届出に関する当該事業所の担当者	所属	総務部	電話番号	03 - 5253 - △△△△		FAX 03 - 5253 - 0000						
14	訓練コースの名称	〇〇応用コース				15	受講予定者数	5 人 (男性 3人 / 女性 2人)					
16	教育訓練給付指定講座の場合	専門実践 ・ 特定一般 ・ 一般				指定番号							
17	訓練の実施期間 (定期制サービスの場合は契約期間)	初日	2023 年 2 月 9 日			最終日	2023 年 3 月 31 日						
18	訓練カリキュラム等において取得している資格試験日	ITSSレベル4・ITSSレベル3・ITSSレベル2・公的職業資格・教育訓練給付指定講座				資格・試験名							
19	総訓練時間数及び実訓練時間数 (eラーニング及び通信制の訓練等の場合は、標準学習時間又は標準学習期間)	(総訓練時間)	20 時間 00 分			(実訓練時間)	19 時間						
20	訓練として行われる職業能力検定を受ける予定がある場合はチェック	☐	21	訓練として行われるキャリアコンサルティングを実施する予定がある									
22	教育訓練機関の名称及び訓練の実施場所	名称	株式会社 △△△△		所在地	〒169-0000 東京都新宿区〇〇町△-△-△ (電話番号 03 - △△△△ - ××××) △△△△総合ビル7階 □□教室 〒169-×××× 東京都新宿区百人町〇-〇-〇 (同時双方向の科目のみ) 事業所の会議室							
23	事業展開又はデジタル・グリーン化の内容と訓練の関連性	新たに進出予定である□□部門において必要となる〇〇技術を得得するため、「〇〇応用コース」で□□部門の経験を持つ講師による講習を受けることで、**職の若手社員に〇〇技術を得得させ、即戦力として□□部門に従事させたい。											
24	訓練カリキュラム実施方法	訓練日時・場所・内容・科目ごとの時間数・講師 訓練コースの内容と助成対象労働者の職務がどのように直接関連するか具体的に記入してください。											
25	OFF-JT訓練種別	☐ 事業内訓練		①通学制 ②同時双方向型の通信訓練【使用システム e-****】 ③eラーニング ④通信制 ※『事業内訓練』にチェックを入れた場合は、下記に部外又は部内の該当するものに○を付けた上で、講師名を記載してください。 部外・部内 講師氏名 (一部でも含まれる場合は記入)									
26	訓練の内容がデジタル人材の育成に関係するものである場合はチェック (主な区分を1つ選択。区分の詳細は裏面「記入上の注意」の5を参照。)	ビジネスアーキテクト関係	☐	データサイエンティスト関係	☐	エンジニア・オペレーター関係	☐	サイバーセキュリティスペシャリスト関係	☐	UI/UXデザイナー関係	☒	デジタル(DX)リテラシー関係	☐

計画受付後、労働局において受付番号を記載の上、事業主様へその写しを手交または返送いたします。
訓練様式第5号「支給申請書」の1欄に記載していただく必要がありますので、必ずご確認ください。

デジタル・デジタルトランスフォーメーション(DX)に関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練等を実施する場合は、該当する選択肢に必ずチェックを入れてください。

受付番号 13-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇

受付印

◆ 事業展開等実施計画〔様式第2号〕

人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）

事業展開等実施計画

1 事業展開等の種類

該当する分類を①又は②から選択してください。分類については、裏面の1, 3及び4を参照してください。

①事業展開を行う場合	☒
②上記①の事業展開以外で企業内のデジタル・グリーン化を進める場合	☐

2 （上記1で①を選択した場合のみ）事業展開の実施（予定）時期

2023 年 10 月（予定）

※事業展開は訓練開始日（定額制サービスによる訓練の場合は契約期間の初日）から起算をして3年以内に実施する予定のもの又は6か月以内に実施したものに限りします。

3 （上記1で①を選択した場合のみ）事業展開の内容

現在の事業内容及び訓練を行う端緒となる事業展開の内容について可能な限り具体的に記載してください。記載例は裏面3を参照してください。

（例1）現在はホテル経営を主とする宿泊業を営んでいるが、さらなる顧客の取り込みのため、宿泊と合わせ、周辺の観光案内を行うツアー部門を立ち上げ予定。この事業展開に伴い、従業員に大型二種免許を取得させるための訓練を実施したい。

（例2）現在は主に和菓子を製造し、都内5店舗にて対面販売を行っているが、さらなる顧客の取り込みのため、ネット販売部門を立ち上げ予定。この事業展開に伴い、ECサイトの立ち上げや運営に従事する従業員を対象とし、サイト設計、WEBマーケティング、顧客分析等に係る訓練を実施する予定。

4 （上記1で②を選択した場合のみ）DX化又はグリーン・カーボンニュートラル化の内容

訓練を行う端緒となるDX化又はグリーン・カーボンニュートラル化の内容を可能な限り具体的に記載してください。記載例は裏面4を参照してください。

上記の事業展開等実施計画の内容に誤りがないことを証明します。

2022 年 12 月 15 日

申請事業主の証明

申請事業主名 株式会社 厚生労働

代表者役職名 代表取締役社長

氏名 労働 太郎